

### 30年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.11.9	H30.11.22	東京都青少年健全育成審議会に係る業務引き継ぎ資料	15	1															青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
2	H30.11.9	H30.11.22	第685回から第701回までの東京都健全育成審議会に報告されている「都民からの申出」	92	1					1	1									(第7条第2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (第7条第3号)個人が問題視する図書類・著者名・出版社等を都が公にすることで、当該図書類の出版社又は著者が苦情を受けて説明や釈明を求められるなどの負担を強いられるとともに、都民全体に当該出版社又は著者が不健全な図書類を出版しているような印象を与え、事業運営上の地位が損なわれるため。 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課

**表の見方**

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜(根拠規定) 条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。